平成２４年（フ）第４５４号
奈良県天理市富堂町154番地12
債務者　杉田　義男
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１５４号
鳥取県鳥取市河原町曳田299番地７
債務者　東田　健吾
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８３号
山口県下関市向洋町１丁目15番１号
債務者　ツアーステージこと　水江　純子（旧姓茨木）
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１４３号
愛媛県松山市土居田町492番地１　エクセレンス土居田210号、前住所愛媛県西条市丹原町池田862番地３、前々住所熊本県上益城郡甲佐町大字早川1868番地21
債務者　藤井　浩美（旧姓吉野）
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第３２３号
福岡県久留米市野中町1323番地４
債務者　古賀　郁伸
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３３６号
福岡県久留米市日ノ出町81―８　平田アパート102、住民票上の住所福岡県久留米市天神町131番地２
債務者　平田　明美
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第４０３号
宮崎市神宮東１丁目８番27号　神宮レジデンス205号
債務者　中森　絢香
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４号
宮崎市大工１丁目９番27号　大工町コーポ201号
債務者　伊勢　道広
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３号
宮崎県串間市大字西方2881―１　図師住宅南側２棟、住民票上の住所宮崎県串間市大字西方12708番地
債務者　内田　美紀
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第３８６号
兵庫県宝塚市小林５丁目４番33―601号
債務者　江原光津雄
1　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４１３号
兵庫県伊丹市荻野３丁目155番地巽ハイツ102号
債務者　シカタ製作所こと　志方　順一
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４１４号
兵庫県伊丹市荻野３丁目155番地巽ハイツ102号
債務者　志方　美紀
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第５号
兵庫県川西市鼓が滝１丁目30番26号
債務者　樋垣美恵子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４９５号
奈良県大和郡山市筒井町28番地12
債務者　小林　美加
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３６３号
徳島市名東町３丁目449番地の２　２棟202号室
債務者　大西ちあき
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１号
徳島県名西郡石井町浦庄字国実620番地１
債務者　西山香菜子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４８号
高知県高岡郡中土佐町久礼6373番地ロ
債務者　山本　　哲
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
高知地方裁判所須崎支部